

秋田県公報

目 次

選挙管理委員会告示

- 秋田県知事選挙の期日(二八)……………1
- 秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理する者の選任(二九)……………1
- 秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時(三〇)……………1
- 秋田県知事選挙における選挙公報の掲載順序を定めるくじを行う場所及び日時(三一)……………1
- 秋田県知事選挙における政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時(三二)……………1
- 秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額(三三)……………1
- 直接請求における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(三四)……………1
- 直接請求における各選挙区での選挙権を有する者の総数の三分の一の数(三五)……………1
- 秋田県議会議員補欠選挙の選挙事由の発生(三六)……………2
- 秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録の基準日等(三七)……………2
- 秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日(三八)……………2
- 秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所(一)……………2
- 秋田県知事選挙における選挙会の立会人となるべきものを定めるくじを行う場所及び日時(二)……………2

選挙管理委員会告示

秋選管告示第二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一項の規定により、任期満了による秋田県知事選挙を次のとおり行うことと定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙期日 平成二十一年四月十二日

秋選管告示第二十九号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十五条第三項及び公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第八十条第一項の規定に基づき、平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、同施行令第八十一条第一項の規定により、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 選挙長
秋田市大町四丁目三番四十四号 田 中 伸 一

二 選挙長の職務を代理すべき者
大仙市協和船岡字上ノ渡二十五番一号 武 田 哲 也

秋選管告示第三十号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第七十七条の規定に基づき、平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙会の開催場所及び日時を次のとおり定めたので、同法第七十八条の規定により、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 日時 平成二十一年四月十五日 午前九時三十分

秋選管告示第三十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十九条第五項の規定に基づき、平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙公報の掲載文等の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法施行規程(昭和三十四年秋選管告示第二号)第五十条第二項の規定により、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十一年三月二十八日 午前九時三十分

秋選管第三十二号

政見放送及び経歴放送実施規程(平成六年自治省告示第百六十五号)第十四条第一項の規定による平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における各候補者の政見放送の順序を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号
秋田県選挙管理委員会事務局

二 日時 平成二十一年三月二十六日 午後五時三十分

秋選管告示第三十三号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第九十四条第一項及び同条第二項並びに公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第百八十九号)第二百七条第一項の規定による平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりであるので、同法第九十六条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

候補者一人につき 三〇、七六二、六〇〇円

秋選管告示第三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、七五一

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

二二二、九一八

秋選管告示第三十五号

秋選管告示第二十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

- 秋田市 八九、五六五
- 能代市山本郡 二六、七九八
- 横手市 二八、四一八
- 大館市 二二、六七九
- 男鹿市 九、八二一
- 湯沢市雄勝郡 二〇、九一六
- 鹿角市鹿角郡 一一、八九六
- 由利本荘市 二四、三七三
- 湯上市 九、七三一
- 大仙市仙北郡 三二、二六四
- 北秋田市北秋田郡 一一、七九六
- にかほ市 七、八三四
- 仙北市 八、七五二
- 南秋田郡 七、六六四

秋選管告示第三十六号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙の期日が告示され、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百十三条第三項の規定により、秋田県議会議員（秋田市選挙区及び北秋田市北秋田郡選挙区）の補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第十九項第六号及び第百九十九条の五第四項第六号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

秋選管告示第三十七号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の基準日、登録日及び縦覧期間を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十四條第二項の規定により、次のとおり定めたので告示する。

平成二十一年三月二十六日

選挙長告示

秋選管告示第三十八号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県議会議員補欠選挙におけるポスター掲示場にポスターを掲示できる日を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四條の二第五項の規定により、平成二十一年四月三日と定めたので告示する。

平成二十一年三月二十六日 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙長告示第一号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙長の事務を行う場所を次のとおり定めたので、公職選挙法執行規程（昭和三十四年秋選管告示第二号）第四条の二の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県知事選挙選挙長 田 中 伸 一

一 平成二十一年三月二十六日正午前 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県庁正庁

二 平成二十一年三月二十六日正午以降 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

選挙長告示第二号

平成二十一年四月十二日執行の秋田県知事選挙における選挙会の選挙立会人となるべき者を定めるくじを行う場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年三月二十六日

秋田県知事選挙選挙長 田 中 伸 一

一 場所 秋田市山王四丁目一番一号 秋田県選挙管理委員会事務室

二 日時 平成二十一年四月十日 午前九時三十分

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円（税込）

印刷所 印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷 電話(82)八七六六 FAX(83)〇〇〇五 E-mail:matsubarata@matsubarata.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 松原繁雄